

令和元年9月定例会

総務委員会説明資料

政策創造部

目

次

提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総 括 表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	2

2 そ の 他 の 議 案 等

(1) 条 例 案	-----	3
-----------	-------	---

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一般財源
				国支出金	使用料 手数料	寄付	財産収入	繰入金	諸収入	県 債	
総 合 政 策 課	2,430,845		2,430,845	779,354		1,000	263	4,497	5,613	188,000	1,452,118
統 計 デ ー タ 課	403,096		403,096	330,774					100		72,222
東 京 本 部	214,264		214,264	3,000			824				210,440
関 西 本 部	214,079		214,079				1,169	20,032			192,878
県立総合大学校本部	325,497		325,497	15,350			785	10,110	510		298,742
地 方 創 生 局	3,833,293	10,000	3,843,293	(5,000) 580,584	50			180,000	490,394	1,003,000	(5,000) 1,589,265
計	7,421,074	10,000	7,431,074	(5,000) 1,709,062	50	1,000	3,041	214,639	496,617	1,191,000	(5,000) 3,815,665

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

地方創生局

一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	220,107		220,107	
諸 費	669		669	
企 画 総 務 費	233,638		233,638	
計 画 調 査 費	306,993	10,000	316,993	① 地方創生の深化のための支援費 (10,000) ア (新) 5 G が拓く地域の未来発信事業 10,000
市 町 村 連 絡 指 導 費	323,753		323,753	
自 治 振 興 費	541,612		541,612	
地 域 振 興 対 策 費	1,191,968		1,191,968	
選 挙 管 理 費 委 員 会 費	23,854		23,854	
選 挙 啓 発 費	5,792		5,792	
政 党 助 成 指 導 費	265		265	
参 議 院 議 員 費 通 常 選 挙	454,312		454,312	
知 事 及 び 県 議 会 議 員 費 選 挙	530,330		530,330	
地方創生局 合 計	3,833,293	10,000	3,843,293	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）

ア 改正の理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。

イ 改正の概要

外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（地域振興課）

ア 改正の理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）とすることとする。

(イ) 独自利用事務の処理において県の執行機関が自ら保有する特定個人情報を利用するための規定を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。